参考 1

背 景

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)が 施行されて約10年が経過
- 平成19年以降、土砂災害の発生件数、人的被害等が増加傾向(H19:966件、12人 → H22:1,128件、25人)。同23年には 東日本大震災や台風12号の影響により、1,421件の土砂災害で99人の人的被害が発生
- 平成21年に発生した特別養護者人ホームが被災した土砂災害などを契機に、国土交通省は、全国の土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を調査。その結果、ハード又はソフトの対策が講じられていない同施設が多数存在することが判明。平成22年7月に、国土交通省及び厚生労働省は、災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策について、都道府県土木部局及び民生部局に情報の共有や土砂災害のおそれのある箇所における速やかな基礎調査の実施等の技術的助言を実施
- 本実態把握は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護する対策が適切に実施され、国民の安全・安心が確保されているかとの観点から、災害時要援護者関連施設及び避難所を中心として、関係機関(国土交通省、厚生労働省、内閣府、総務省(消防庁)、都道府県)における土砂災害防止対策の実施状況を把握

実態把握結果の概要

- 1 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握
 - → 土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設が把握漏れとなっている状況などが4県で39施設
- 2 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応
 - → 土砂災害警戒区域内に新設されている例が4県で60施設あり。これらのうち、適切な対応(施設の新設計画者への情報提供等)が実施されていない例あり
- 3 土砂災害のおそれのある避難所の安全対策の推進
 - → 避難所の見直しを実施し、安全性に問題がある避難所を廃止する取組を実施している県などがある一方で、土砂災害のおそれのある避難所を未把握の県があるなど、土砂災害に係る避難所の安全対策の取組状況等は区々

関係行政機関における主な課題

次のような取組を行うよう都道府県に要請、周知徹底、推奨事例の提示等を行うことが課題

- 1 平成22年7月に要請している砂防部局と民生部局の情報共有を徹底。土砂災害の危険性を速やかに再確認した上で、計画的に 基礎調査を実施
- 2 民生部局、砂防部局及び市町村が連携して、災害時要援護者関連施設の新設情報を入手し、同施設の新設計画者に対して適切 な情報提供等を実施
- 3 避難所の点検・見直しを推進した上で、砂防施設の重点的な整備等の安全対策を推進

通 知 先:国土交通省、厚生労働省 等

通知年月日:平成24年12月21日

1 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の的確な把握

関係行政機関における取組状況等

- ◇ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設については、ハード・ソフト(※1)の両面において、重点的な土砂災害防止対策を講ずる必要があり、関係機関において、同施設を的確に把握することが重要
- ◇ 国土交通省及び厚生労働省は、平成22年7月、 都道府県に対し次のように要請
 - i)砂防部局及び民生部局が日頃から緊密な連携を図り、管内市町村等の協力も得た上で、土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する災害時要援護者関連施設に関する基本的な情報を共有、ii)災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害
 - のおそれのある箇所において速やかに基礎調査(※
 - 2) を実施
- ※1 ハード対策:砂防工事、地すべり防止工事 等 ソフト対策:土砂災害警戒区域(P3参照)の指定、

警戒避難体制の整備 等

※2 基礎調査:ソフト対策を行うために必要な調査

実態把握結果

土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の把握漏れや、把握漏れのおそれのある状況が4県39施設で判明(4県の土砂災害のおそれのある施設の2.3%に相当。)



- ① 砂防部局と民生部局との情報共有が適切に行われていなかったことから、土砂災害のおそれのある箇所(※)に災害時要援護者関連施設が立地しているにもかかわらず、その事実を砂防部局が把握していなかったもの(2県19施設)
- ② 土砂災害危険箇所の境界付近に災害時要援護者関連施設が立地しており、詳細な地形図で確認しておらず、また、基礎調査もまだ実施していなかったことから、土砂災害のおそれのある施設かどうか不明確となっているもの(2県9施設)
- ③ 土砂災害のおそれのあるとされていない箇所に立地する災害時要援護者関連施設が被災しているもの(1県2施設)
- ④ その他(4県9施設)
 - ※ 土砂災害のおそれのある箇所とは、
 - ・ 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域
 - ・国土交通省が都道府県に要請し土砂災害の危険性を点検した土砂災害危険箇所及び その被害相定区域

その被害想定区域

主な行政上の課題





土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握し、それらの施設に対して適切な土砂災害防止対策を実施していくため、国土交通省及び厚生労働省において、都道府県に対し、次のような要請を行うことが課題

- ① 平成22年7月に要請している砂防部局と民生部局との情報共有を徹底し、両部局において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設をチェックすること(国土交通省、厚生労働省)
- ② 災害時要援護者関連施設の立地箇所が、土砂災害のおそれのある箇所として把握されていないものについて、土砂災害の危険性を再確認し、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設を的確に把握した上で、計画的に基礎調査を実施すること(国土交通省)

2 土砂災害警戒区域における災害時要援護者関連施設の新設への適切な対応

関係行政機関における取組状況等

- ◇ 土砂災害特別警戒区域(※)については、災害時要援護者関連施設等の設置をしようとするときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受ける必要
 - 一方、土砂災害警戒区域 (※) については、当該区域内への災害時要援護者関連施設の新設等に関しての法令上の規制なし
- ◇ 厚生労働省及び国土交通省は、平成22年7月、都 道府県に対し、次のように要請
 - 民生部局は災害時要援護者関連施設の新設の申請を受理した際には、土砂災害のおそれのある箇所と照合、該当する場合は砂防部局へ情報提供
 - 民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して 土砂災害のおそれのある箇所に関する安全の確保 の観点も加味した計画検討の促し
- ※ 土砂災害警戒区域:土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備 すべき土地の区域

土砂災害特別警戒区域:土砂災害が発生した場合には、住民等の生命又は身体に著しい危害が生するおそれがあり、一定の開発行為の制限等をすべき土地の区域

実態把握結果

- ① 土砂災害警戒区域指定後に当該区域内に新設された施設が4県で60施設(4県の同警戒区域内に設置されている施設の6.1%に相当)。これらのうち適切な情報提供が実施されていない例あり
- 4県のうち、2県は、県が申請書を受理した時点では、既に申請者が土地購入等を終えており、その時点から施設の立地場所変更等を行わせることが困難として、特段の指導、情報提供は未実施(他の2県は情報提供等実施)
- 60施設のうち19施設は、市町村管轄であり、県に施設新設の申請書が上がってこないため、県の適切な対応はなし
- ② 一方、県砂防部局、民生部局と市町村が連携して、災害時要援護者 関連施設の新設に際し、土砂災害に対する安全性の確保の観点も加味 した計画検討を促している例あり(2県)
- 平成22年7月の通知を受け、市町村に対し、土砂災害のおそれりのある箇所に施設の新設を計画しているとの情報を入手した時点で、当該情報を県へ提供するよう依頼し、県と市町村が連携して計画検討を促した結果、土砂災害警戒区域外へ立地箇所の変更が行われた例(1県)
- ・ 県の要綱に老人福祉施設等の立地要件を定め、申請を受理した際に土砂災害の危険性がある場所か否かを審査している例(1県)

主な行政上の課題





土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の新設に対し適切に対応するため、厚生労働省及び国土交通省において、都道府県に対し、以下の点について周知徹底をすることが課題

- ① 都道府県民生部局は、申請書の提出を受けた時点にとどまらず、早期に災害時要援護者関連施設の新設計画(市町村管轄施設を含む。) に係る情報の入手に努めることとし、市町村が同情報を入手した時点で、当該情報を都道府県民生部局に提供するよう市町村に依頼
- ② 上記①により情報を入手した際には、都道府県民生部局、同砂防部局及び市町村が連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を同施設の新設計画者に提供し、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討の促し

土砂災害のおそれのある避難所の安全対策の推進

関係行政機関における取組状況等

- ◇ 国土交通省は、平成19年4月に「土砂災害警戒避難 ガイドライン」において、地方公共団体に対して、i) 避難所の安全性を確認する、ii)安全の確保が難しい 場合は、民間施設を一時避難所として選定する等の検 討をする、;;;)土砂災害に対して安全な避難所が確保で きない地域に対して、避難所を保全する砂防施設を整 備する、等の対応をするよう示している。
- ◇ 総務省(消防庁)は、平成23年台風12号等の被害 事例を踏まえ、 i)避難所等について、土砂災害警戒区 域等に入っているものがないかどうかの点検を早急 に行う、ii) 土砂災害警戒区域等に入っている避難所 等がある場合には、見直しの検討等の対応を地方公共 団体に要請
- ◇ 有識者及び関係省庁からなる検討会では、ハザード (災害) の種別とその規模に応じた適切な避難所が選 定されるべきとされている(※)。
 - ※ 大雨災害における避難のあり方等検討会報告書(平成22年3月 関係省庁:内閣府、総務省(消防庁)、厚生労働省、国土交通省)

実態把握結果

① 国十交通省や総務省(消防庁)の要請等を踏まえ、十砂災害の 〕 国土父通省や総務自(用のロノッタ明安とよう・・・ おそれのある避難所の点検・見直しが進められつつあるものの、その取 報告書 12ページ 組や進捗状況は県によって区々



- 6県中、避難所の土砂災害のおそれの有無の点検を実施済 みが3県、実施中が2県、今後の対応を現在検討中が1県
- 上記点検実施済みの3県中、点検結果を踏まえ、 i) 土砂 災害警戒区域等にある避難所の変更、補強等の見直しを検討 するよう管内市町村に要請するとともに、見直しが困難な避 難所を保全する砂防施設の整備を検討するとしている県が1 県、ii)安全に問題のある避難所を廃止するとともに点検・ 見直しの結果を公表している県が1県
- ② ①の点検・見直しを実施済みの県の避難所の例をみると、土砂災 害警戒区域等の土砂災害のおそれのある箇所に設置されている避難 所が多数。その中には、砂防施設の設置されていないものもある状況



報告書 15ページ

- i)避難所2,679施設中1,286施設(48,0%)が土砂災害警戒 区域内に設置
- ii) i) の1,286施設中1,127施設(87.6%)において砂防施 設が未整備

主な行政上の課題



土砂災害に対する安全性が確保されるようにするため、国土交通省において、次のような取組を行うことが課題

- ① 土砂災害のおそれのある避難所の点検・見直しが一層推進されるよう、地方公共団体における土砂災害のおそれのある避難所の点検結 果、見直し状況を総務省(消防庁)と連携して把握した上で、都道府県に対し、土砂災害のおそれのある避難所の点検・見直しに関して 市町村と連携して成果を上げている推奨事例を示すなどの技術的助言を行うこと
- ② 市町村の点検・見直しの結果、安全でないと判断された避難所であって、避難所の変更、補強等の見直しを行うことが困難なものにつ いて、都道府県において、砂防施設の重点的な整備等の安全対策が図られるよう引き続き促すこと

参考1-1 平成19年から24年までの土砂災害発生状況

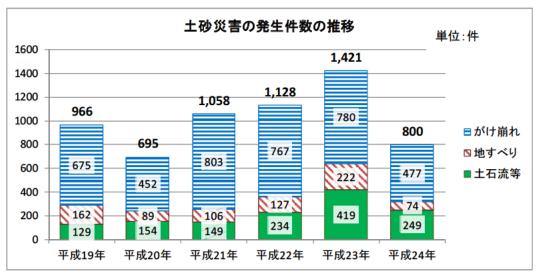
(単位:件、人、戸)

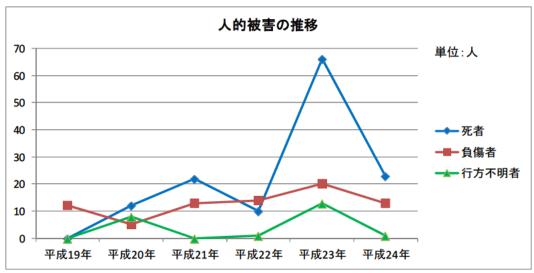
年	土砂災 害発生 件数	土石流等	地すべり	がけ崩 れ	人的 被害	死者	負傷者	行方不 明者	建物被害	人家全壤	半壊	一部損壊
平成19年	966	129	162	675	12	0	12	0	230	51	37	142
平成20年	695	154	89	452	25	12	5	8	121	19	10	92
平成21年	1, 058	149	106	803	35	22	13	0	265	24	26	215
平成22年	1, 128	234	127	767	25	10	14	1	297	40	35	222
平成23年	1, 421	419	222	780	99	66	20	13	466	154	78	234
平成24年(注2)	800	249	74	477	37	23	13	1	328	108	71	149

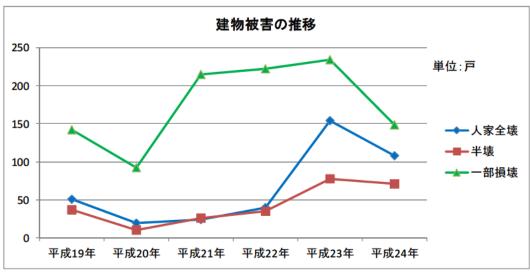
⁽注) 1 国土交通省「平成19年の土砂災害」等に基づき当省が作成した。

² 平成24年の数値は11月1日時点。

参考1-2 平成19年から24年までの土砂災害に関する各種推移







- (注)1 国土交通省「平成19年の土砂災害」等に基づき当省が作成した。
 - 2 平成24年の数値は11月1日時点。

参考1-3 東日本大震災による土砂災害発生状況等

(単位:件、人)

県			7G 1 Z			
		土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	死者
青	森	0	0	1	1	0
岩	手	1	0	3	4	0
宮	城	2	2	12	16	0
山	形	0	2	1	3	0
福	島	1	6	30	37	17
茨	城	1	1	22	24	0
栃	木	1	5	5	11	2
群	馬	1	0	0	1	0
千	葉	0	0	16	16	0
神	奈 川	0	0	1	1	0
長	野	3	0	1	4	0
新	潟	3	13	2	18	0
静	岡	0	0	3	3	0
合	計	13	29	97	139	19

⁽注) 国土交通省「東日本大震災(第 113 報)」(平成 24 年 9 月 3 日)に基づき当省が 作成した。

参考 1 - 4 平成 23 年台風第 12 号及び 15 号による土砂災害

参考1-4-(1) 平成23年台風第12号による土砂災害発生状況等

(単位:件、人)

県			土砂災害	死者	行方不明者		
		土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	グL/目	11/1/11/91/14
三	重	13	2	25	40	0	1
奈	良	22	10	3	35	14	10
和旨	歌山	24	4	3	31	35	2
そ(の他	35	16	51	102	0	0
合	計	94	32	82	208	49	13

参考1-4-(2) 平成23年台風第15号による土砂災害発生状況等

(単位:件、人)

県			土砂災害	死者	行方不明者		
		土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	がい	11刀小奶有
岩	手	0	0	3	3	1	0
神	奈 川	2	0	17	19	0	0
静	岡	10	3	40	53	1	0
そ(の他	26	19	78	123	0	0
合	計	38	22	138	198	2	0

(注) 国土交通省「平成 23 年台風第 12 号及び 15 号による被害状況等について (第 52 報)」(平成 24 年 5 月 28 日) に基づき当省が作成した。

参考 1 - 5 平成 24 年 7 月九州北部豪雨による土砂災害発生状況及び人的被害発生状況

(単位:件、人)

県			土砂災害	発生状況	人的被害発生状況			
		土石流等	地すべり	がけ崩れ	合計	死者	負傷者	行方不明者
福	岡	22	13	21	56	1	1	0
佐	賀	0	0	8	8	0	0	0
熊	本	82	0	16	98	21	5	1
大	分	2	0	18	20	0	1	0
宮	崎	0	0	2	2	0	0	0
鹿児	島	6	0	2	8	0	0	0
その	他	4	1	23	28	0	0	0
合	計	116	14	90	220	22	7	1

⁽注) 国土交通省「平成24年7月九州北部豪雨(7月11日から続く梅雨前線)による大雨の被害状況等について(第23報)」(平成24年7月27日)に基づき当省が作成した。

参考2-1 災害時要援護者関連施設の定義

〇 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について〜全国に 13,730の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明〜(平成22年6月18 日国土交通省公表資料)参考資料1

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設)
- 2 老人福祉施設(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設)及び有料 老人ホーム(同法第29条に規定する施設)並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等(同法第 5条の2第3項から第6項までに規定する事業を行うものに限る。)
- 3 介護保険施設(介護保険法(平成12年法律第123号)第8条第22項に規定する施設)
- 4 障害者支援施設 (障害者自立支援法 (平成17年法律第123号) 第5条第12項に規定する施設)
- 5 障害福祉サービス事業所(障害者自立支援法第5条第5項に規定する療養介護、同条第6項に 規定する生活介護、同条第7項に規定する児童デイサービス、同条第8項に規定する短期入所、 同条第10項に規定する共同生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定す る就労移行支援、同条第15項に規定する就労継続支援及び同条第16項に規定する共同生活援助 を行うものに限る。)
- 6 身体障害者社会参加支援施設(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項に 規定する施設)
- 7 身体障害者更生援護施設(障害者自立支援法附則第41条第1項に基づく施設)
- 8 知的障害者援護施設(障害者自立支援法附則第58条第1項に基づく施設)
- 9 知的障害者福祉工場 (昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者 福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設)
- 10 精神障害者社会復帰施設(障害者自立支援法附則第48条に基づく施設)
- 11 福祉ホーム (障害者自立支援法第5条第22項に規定する施設)
- 12 精神障害者退院支援施設(平成18年9月2日厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設)
- 13 重症心身障害児(者)通園事業(平成15年11月10日障発第1110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」に基づく施設)
- 14 地域活動支援センター (障害者自立支援法第5条第21項に規定する施設)
- 15 医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する施設)
- 16 幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第22条に規定する学校施設)
- 17 その他
 - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第 1 項に規定する施設)
 - (2) 特別支援学校 (学校教育法第72条に規定する学校施設)
 - (3) その他災害時要援護者に関連する施設

参考2-2 災害時要援護者の定義

〇 災害時要援護者の避難支援ガイドライン (平成 18 年 3 月 28 日内閣府公表資料) <抜粋>

「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

参考3-1 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査

○ 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の調査結果について〜全国に 13,730 の災害時要援護者関連施設が立地していることが判明〜(平成 22 年 6 月 18 日国土交通省河川局砂防部) < 抜粋>

平成21年7月に発生した山口県防府市の土砂災害において、特別養護老人ホームに 入所していた災害時要援護者が被災するなど、<u>災害時要援護者関連施設に係る土砂災</u> <u>害対策の推進は、土砂災害から住民の生命及び身体を保護する上で喫緊の課題</u>となっ ています。

都道府県の協力を得て、国土交通省砂防部において、土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設の状況について調査を行ったところ、全国に 13,730 施設が立地しており、そのうち、砂防堰堤等の砂防関係施設が整備されている施設は全施設の 3 割に満たないという結果となりました。

なお、今回土砂災害のおそれのあることが明らかとなった施設が立地している箇所が<u>土砂災害警戒区域に指定されている状況</u>についても調査しましたが、<u>7割の施設の</u>立地している箇所において指定がなされていないことが確認されました。

今後は、本調査結果に基づき、関係省庁、都道府県及び市町村と十分連携を図った上で、施設の規模や構造等の特性を踏まえて砂防関係施設の整備を重点的に実施するとともに、土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示及び警戒避難体制の整備を推進するなど、ハード・ソフトー体となった重点的な土砂災害対策を実施してまいります。

1. 調査結果

- 1) 土砂災害のおそれのある災害時要援護者関連施設数 13,730 施設
- 2) 土砂災害対策の実施状況

【ハード対策】

・砂防関係施設が整備されている施設数 3,598 施設

【ソフト対策】

- ・土砂災害警戒区域に指定されている施設数 4,165 施設
- (注): 平成21年8月31日時点、平成22年5月31日とりまとめ
- (注)下線は当省が付した。

参考3-2 平成22年7月の国土交通省及び厚生労働省の連名通知

○ 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について(平成22年7月27日付け社援総発0727第1号、国河砂第57号、厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長)

民生部局及び砂防部局それぞれが上記通知の趣旨を踏まえた対策を実施することは もとより、両部局が日頃からより緊密な連携を図り、管内市町村や関係機関の協力も得 た上、下記により災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策を推進して頂きますよう お願いします。

記

- 1 土砂災害のおそれのある箇所及び同箇所に立地する災害時要援護者関連施設に関する基本的な情報の共有
 - ① 砂防部局は、各都道府県内の土砂災害のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域及び土砂災害危険箇所)について、民生部局への情報提供を行う。
 - ② 砂防部局は、土砂災害のおそれのある箇所における災害時要援護者関連施設の立地状況に関する今般の調査結果について、データベースや台帳等として整理し、民生部局への情報提供を行う。
 - ③ 砂防部局は、上記①及び②について、状況に変化が生じた場合は、民生部局に情報提供を行い、情報の共有を図る。
 - ④ 民生部局は、災害時要援護者関連施設の建設や廃止等の動向について、砂防部局 への情報提供を行う。
- 2 十砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設への対応
 - ① 砂防部局は、災害時要援護者関連施設が立地する土砂災害のおそれのある箇所に おいて、速やかに基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等の早期指定に努めるとと もに、土砂災害防止法第7条第3項に基づく土砂災害ハザードマップの作成を促進 するため、区域指定の公示図面データの提供等により、市町村による土砂災害ハザ ードマップの作成の支援に努める。
 - ② 民生部局及び砂防部局は、市町村が行う土砂災害ハザードマップの周知の支援に 努める。
 - ③ 民生部局及び砂防部局は、市町村や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、土砂災害のおそれのある箇所に立地する災害時要援護者関連施設が参加する土砂災害を対象とした防災訓練の実施や支援に努める

- 3 土砂災害のおそれのある箇所における新たな災害時要援護者関連施設の立地への対応
 - (1) 土砂災害特別警戒区域の指定 砂防部局は、災害時要援護者関連施設の立地が今後見込まれる箇所について、速 やかに基礎調査を実施し、警戒区域等の早期指定に努める。
 - (2) 新たな建設計画の申請に係る対応
 - ① 民生部局は災害時要援護者関連施設の新たな建設の申請を受理した際には、土 砂災害のおそれがある箇所に関する情報と照合し、該当する場合には速やかに砂 防部局への情報提供を行う。
 - ② 民生部局は、砂防部局と連携し、申請者に対して土砂災害のおそれのある箇所 に関する情報を提供するとともに、土砂災害特別警戒区域等が指定されていない 場合は、将来指定され得ること及び指定に伴う規制の内容等についてもあわせて 情報提供を行い、土砂災害に対する安全の確保の観点も加味した計画検討を促すよう努める。
 - (注)下線は当省が付した。